

火災予防条例第 24 条の運用基準
平成元年 9 月 20 日消防長訓（予）第 37 号

改正

平成 28 年 3 月 16 日消防長訓第 3 号
平成 29 年 9 月 1 日消防長訓第 19 号
令和元年 6 月 28 日消防長訓第 2 号
令和 5 年 3 月 29 日消防長訓第 10 号

火災予防条例第 24 条の運用基準を次のように定める。

火災予防条例第 24 条の運用基準

（目的）

第1条 この基準は、大阪市火災予防条例（昭和 37 年大阪市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 24 条（条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（禁止場所の範囲）

第2条 火災予防条例に基づく喫煙等の禁止場所の指定（昭和 59 年大阪市（消）告示第 41 号。以下「指定告示」という。）に指定する場所（以下「禁止場所」という。）のうち、次に掲げるものの範囲は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店の舞台部　客に演劇、演芸若しくは音楽の演奏等を観覧又は観賞させるために設けられた舞台部
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）の売場次表に掲げるもの

売場の範囲	摘要
物品を陳列し、販売するすべての部分及び当該部分間の通路（以下「陳列・販売部分」という。）	
陳列・販売部分に隣接する食堂、飲食店	固定（半固定を含む）の間仕切り壁等で有効に区画された部分を除く。
陳列・販売部分に隣接するストック場及び荷さばき場	
陳列・販売部分に隣接する食料品の加工場	
陳列・販売部分に隣接する美容室、理容室、写真室、及び各種教室等	不燃区画された当該部分を除く。
階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所、手荷物一時預り所及び店内案内所等	不燃区画された喫煙所を除く。

備考 不燃区画とは、不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び扉等で有効に区画したものをいう。

(3) 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用に供される部分 撮影用セットを設ける部分及びこれに附属する副調整室、照明室、スポンサールーム若しくは観覧席等で、当該撮影用セットと防火区画（耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画され、かつ、区画を貫通するダクトには防火ダンパーが設けられているものをいう。）されていない状態で接している室等

(4) 地下街の売場 次表に掲げるもの

売場の範囲	摘要
物品を陳列し、店頭で直接販売するすべての部分及び当該部分間の通路	飲食店を主たる用途とした店頭販売又は通常売場部分を有しない窓口販売的なものを除く。
上記部分が機能する上において必要な応接、更衣、倉庫（ストック場）又は事務所等の部分	固定（半固定を含む）の間仕切り壁等で有効に区画された部分を除く。

(5) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「文化財等の建造物」という。）の内部 文化財等の建造物の内部。ただし、建造物の一部分が文化財等の建造物である場合は、当該部分を含んだ棟全体の内部

(6) 文化財等の建造物の周囲 当該建造物の周囲おおむね 3 メートル以内（敷地外及び他の建築物が含まれる場合は当該部分を除いた部分）の範囲。ただし、文化財等の建造物の存する敷地内で、外来者が立入ることのできる部分については、その状況及び個々の文化財等の建造物の形態により、敷地一円又は火災予防上必要と認める範囲

(7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の公衆の出入りする部分 ロビー、階段及び便所等の場所

(8) キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールの公衆の出入りする部分、客席、ロビー、階段及び便所等の場所

2 禁止場所の適用について、次に掲げる場合は、それぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。

(1) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 8 条の規定が適用される場合

(2) 昭和 50 年 5 月 30 日付消（防）第 98 号「消防用設備等の設置単位について」に基づき、別棟扱いされている場合

（禁止行為等の範囲）

第3条 禁止場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む行為（以下「禁止行為」という。）のうち「裸火の使用」及び「危険物品の持込み」の範囲は、次のとおりとする。

(1) 裸火の使用 通常、炎若しくは火花を発するもの又は赤熱した発熱部が目視される状態若しくは外部に露出した状態で使用するもの若しくは発熱部を外部に露出し、可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのある状態で使用するものをいう。ただし、火気を使用する設

備又は器具（条例第3条～第5条、第7条～第9条の2、第10条、第11条、第19条～第23条に定めるものをいう。以下同じ。）のうち、ヘアードライヤー等発熱部が燃焼室、風道若しくは庫内に面しているもの又は屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れられた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガス等を直接排出する性能を有する密閉式燃焼設備機器で、かつ、財団法人日本ガス機器検査協会等検査機関の検査を受けているものにあっては、裸火に該当しないものとして取り扱うものとする。

(2) 危険物品の持込み 大阪市火災予防条例施行規則（昭和37年大阪市規則第45号。以下「条例規則」という。）第4条に規定する危険物品を持ち込む行為をいう。ただし、次に掲げる場合は危険物品の持込み行為に該当しないものとする。

ア 次に掲げるものを百貨店等及び地下街の売場において恒常に陳列・販売する場合

(ア) 危険物又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類に該当する製品及びエアゾール製品

(イ) 1の許可単位（第4条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）当たりの取扱い総重量が20キログラム未満のマッチ

(ウ) 1の許可単位当たりの取扱いガス総重量が5キログラム未満のエアゾール製品以外の容器入り可燃性ガス

イ 商品等容器に密閉された危険物品に該当する製品を持ち込む場合（販売促進等のための実演を伴うものは除く。）

ウ 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両を持ち込む場合

エ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込む場合

オ 日常の手指消毒用に第4類アルコールの危険物を持ち込む場合

2 指定告示第1項第7号ただし書に定める伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合の範囲は、次のとおりとする。

(1) 祭りや伝統芸能等の伝統的行事において提灯、かがり火などを使用する場合

(2) 灯明や線香などの宗教的行事等において使用する場合

(3) 茶室などで本来の機能として使用する場合

(4) 個人の住居となっている文化財等において日常生活に関し使用する場合

（禁止行為の許可）

第4条 条例第24条ただし書による許可にあたっては、禁止行為が社会通念上必要があると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合について必要最小限許可するものとし、当該許可の要件は、別記第1「許可区分表」に定める区分により、禁止場所の区分及び禁止行為の種別に応じ、別記第2「許可要件区分表」を適用する。

2 前項に規定する許可要件の適用にあたっては、1の禁止場所を許可の単位とする。ただし、次に掲げるものにあっては、当該各号に定める部分を1の許可単位とする。

(1) 百貨店等 1の階の売場

(2) 地下街 各売場及び展示部分

(3) 前2号に掲げるもの以外で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項本文の規定に基づき区画された部分が存するもの 当該区画された部分

(許可の期間)

第5条 許可の期間は、次に掲げるところによる。

- (1) 百貨店等又は地下街の売場で、恒常的なものは、1年以内。ただし、次条第2号により許可する場合は、残余の期間
- (2) 前号以外のものについては、1年以内で所轄消防署長（以下「署長」という。）が必要と認める期間

(許可申請・処理の手続)

第6条 禁止行為の許可に関する申請・処理の手続は条例規則第4条第2項及び大阪市火災予防条例執行規程（昭和38年消達第1号。以下「執行規程」という。）第3条によるほか、恒常に使用する形態のものについては次によるものとする。

- (1) 禁止場所全体を一括して、許可申請をすることができるものであること
- (2) 前号により申請し、現に許可を受けたもののうち、一部内容等を変更しようとするときは、個別にそれぞれ許可申請手続をさせるものであること

(許可の表示)

第7条 署長は、第4条に基づき禁止行為の許可を行った場合は、申請者に対し、許可した場所の見やすい位置に別記様式第1号「喫煙等の許可について」により、許可の事実を表示するよう指導するものとする。ただし、喫煙所にあってはこの限りでない。

(許可の特例)

第8条 署長は、禁止行為の許可に際し、位置、構造、設備、管理又は取扱いの状況から判断して、本運用基準によらなくとも、火災予防上又は人命安全上支障がないと認めるとときは、本運用基準によらないことができるものとする。この場合にあっては、予め予防課長と協議するものとする。

(許可の取消し)

第9条 署長は、次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 許可要件の不履行が認められる場合
 - (2) 過失等により許可場所から火災を発生させた場合
 - (3) 禁止場所又はその部分の事情変更等により、許可に係る事項が火災予防上又は人命安全上適当でないと認められる場合
- 2 署長は、前項の規定により許可の取消しをする場合、別記様式第2号「禁止行為許可取消書」により取り消す旨申請者に通知するものとする。
- 3 署長は、第1項の規定により許可の取消しをする場合、消防用設備等の設置状況及び防火管理状況等を考慮し、許可の一部について取り消すことができるものとする。

(全面禁煙等の届出)

第10条 署長は、条例第24条第3項第1号による全面的な喫煙の禁止、同条第4項ただし書による階ごとの喫煙所の設置免除又は同条第5項ただし書による喫煙所の面積の減免（以下「全面禁煙等」という。）を行おうとする指定場所を有する防火対象物の関係者に対して、全面禁煙等のために火災予防上講じた措置等を、別記様式第3号により、署長あて届け出るよう指導するものとする。

- 2 前項の届出は、全面禁煙等の場所全体を一括して届け出ができるものとする。
- 3 第1項により届け出た内容を一部変更しようとするときは、個別にそれぞれ届け出させるものとする。

(届出の審査)

第10条の2 署長は、前条の届出があったときは、内容を審査し、執行規程第3条の2により処理するものとする。

(審査の基準)

第10条の3 前条の審査にあたっては、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める措置をすべて講じるよう指導するものとする。ただし、防火対象物の使用形態等から判断して、火災予防上支障がないと認める場合は、当該措置のうち一部の措置を免除することができる。

- (1) 条例第24条第3項第1号による全面的な喫煙の禁止の届出があった場合
 - ア 防火対象物の出入口その他公衆の見やすい箇所に、当該防火対象物において全面的に喫煙が禁止されている旨の表示
 - イ 定期的な館内巡視の実施
 - ウ 全面的に喫煙が禁止されている旨の定期的な館内一斉放送の実施
 - (2) 条例第24条第4項ただし書による階ごとの喫煙所の設置免除の届出があった場合
 - ア 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に禁煙である旨の表示
 - イ 喫煙所を設けていない階及び喫煙場所の案内、喫煙所以外での喫煙の禁止等の定期的な館内一斉放送の実施
 - ウ 定期的な館内巡視の実施
 - (3) 条例第24条第5項ただし書による喫煙所の面積の減免の届出があった場合
 - ア 前号により喫煙所を設けない階がある場合は、喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に禁煙である旨の表示
 - イ 喫煙所を設けていない階及び喫煙場所の案内、喫煙所以外での喫煙の禁止等の定期的な館内一斉放送の実施
 - ウ 定期的な館内巡視の実施
- 2 署長は、防火対象物の使用形態等から判断して火災予防上必要があると認める場合は、前項各号に掲げるものほか必要な措置を講じることを指導するものとする。

(喫煙所の設置)

第11条 条例第24条第3項第2号、第4項及び第5項による喫煙所の設置は、許可単位（地下街については公共広場等）ごとに、次のとおりとする。

- (1) 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の附近、避難器具設置場所の直近、又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設けないこと。ただし、署長が火災予防上及び避難上支障がないと認められるものにあっては、避難器具設置場所の直近又は特別避難階段室内を除き、この限りでない。
- (2) 危険物品その他易燃性の可燃物を取り扱い、又は展示する場所附近には設けないこと
- (3) 喫煙所には、吸殻容器（安定性のある不燃性の容器に限る。以下同じ。）その他椅子等喫煙に必要と認められるもの（以下「喫煙設備」という。）以外のものは存置しないこと

(標識の設置)

第12条 条例第24条第2項、第3項及び第4項により、喫煙、裸火の使用又は危険物品持込みを禁止する旨の標識、喫煙を禁止する旨の標識及び喫煙所の標識を設置する場合は、大阪市火災予防条例施行規則（昭和37年大阪市規則第45号）第3条第2項、標識及び掲示板等の表示基準（昭和37年大阪市（消）告示第12号）及び別記第3「標識の表示区分」によるものとする。

(禁止行為の制止)

第13条 条例第24条第6項の禁止行為の制止については、禁止場所の関係者が自主的に管理することとし、禁止行為の違反防止対策として、前条による標識の設置及び場内放送等の活用を関係者に対し積極的に行うよう指導すること

附 則

- 1 この基準は、平成元年11月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に条例第24条第1項ただし書きに基づいてされた許可は、この基準の規定にかかわらず、当該許可期間中、なおその効力を有する。
- 3 「百貨店およびこれに類するものの売場」の基準について（昭和43年例規消（予）第37号）は、廃止する。

附 則（平成3年6月24日消防長訓（予）第26号）

この基準は、訓令の日から施行する。

附 則（平成6年1月7日消防長訓（予）第1号）

この基準は、訓令の日から施行する。

附 則（平成11年10月1日消防長訓（予）第29号）

この基準は、訓令の日から施行する。

附 則（平成16年4月19日消防長訓（予）第6号）

この基準は、訓令の日から施行する。

附 則（平成19年7月17日消防長訓（総）第6号抄）

1 この訓令は、訓令の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 16 日消防長訓第 3 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 1 日消防長訓第 19 号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 28 日消防長訓第 2 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 29 日消防長訓第 10 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1

許可区分表

区分	A			B	C		D		E	
禁止場所の区分	劇場	キャバレー	映画スタジオ	劇場	百貨店	展示場（展示部分の床面積が1,000平方メートル以上のもの）	地下街	展示場（C以外のもの）	劇場	キャバレー
	映画館	ナイトクラブ	テレビスタジオ	映画館	マーケット				映画館	ナイトクラブ
	演芸場	ダンスホール	タジオ	演芸場	その他				演芸場	ダンスホール
	観覧場	飲食店		観覧場	の物品				観覧場	
	公会堂			公会堂	販売業				公会堂	
	集会場			集会場	を営む				集会場	
	舞台部		撮影の用に供される部分	客席	売場	展示部分	売場及び展示部分	展示部分	公衆の出入りする部分	
喫煙	*	*	×	*	*	*	*	*	\	
裸火の使用	*	*	*	*	*	*	*	*	\	
危険物品の持込み	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

備考

- 区分欄の「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」は別記第2の許可要件区分を示す。
- 禁止行為の種別欄の「\」印は禁止行為非該当、「×」印は不許可を示す。
- 禁止行為の種別欄の「*」印は、禁止場所の区分に従い、禁止行為の種別ごとの許可該当部分を示す。

別記第2

許可要件区分表

区分 行為種別	共通要件	A	B	C	D	E
喫煙	<p>1 喫煙設備が設けられ ていること</p> <p>2 消火器具が設けられ ていること</p> <p>3 避難上又は通行上支 障のない場所であるこ と</p> <p>4 防火管理者等により 防火上必要な点検、整 理及び火災予防上必要 な措置が講じられてい ること</p>	<p>カーテ ン・幕類、 じゅうたん 等、大道具</p> <p>用合板、又 は展示用合 板は防炎性</p> <p>能を有した ものである こと</p>			<p>階段室内、避難口の 周囲、避難器具設置場 所の周囲若しくは避難 の用に供する渡り廊下 の周囲（以下「階段室 内等」という。）又は エスカレーター区画内 に設けるものにあって は、喫煙所（第10条及 び第12条）の基準に適 合したものであること 防火管理者等によ り、常時監視できる状 態にあること</p>	
裸火の使用	<p>1 避難上又は通行上支 障のない場所であるこ と</p> <p>2 周囲及び上方の可燃 物から火災予防上安 全な距離が確保できる場 所であること</p> <p>3 可燃物の転倒又は落 下等のおそれがない場 所であること</p> <p>4 階段室内等及び危険 用する火気使用設備機器について</p>		<p>電気を使用する火気使用設備機器について は、性能等が明確で安全性が確認されたもので あるとともに、次によること</p> <p>1 個の設備機器の定 格消費電力が 2 キロワ ット以下であること</p> <p>1 個の設備機器の定 格消費電力が 10 キロワ ット以下であること</p> <p>1 個の設備機器の定 格消費電力が 2 キロワ ット以下であること</p>			
			<p>気体燃料（都市ガス、プロパンガス等）を使 用する火気使用設備機器については、性能等が</p>			

	物品その他易燃性の可燃物等から水平距離5メートル以上離れていたこと。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。	ガスの総消費量は70キロワット以下であること	ガスの消費量は1個につき70キロワット以下、かつ、総消費量は210キロワット以下であること	ガスの総消費量は70キロワット以下であること
5 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板、又は展示用合板は防炎性能を有したこと				液化石油ガスは容器組込み型（カートリッジタイプ）の燃料容器であること
6 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じていること			固体燃料を使用する火気使用設備機器については、特性、性能等が明確であるとともに、燃料の使用量は1日につき次の数値以下とすること	
7 使用者により裸火使用が容易に停止できること	木炭 練炭 豆炭	5キログラム 3キログラム 2キログラム	木炭 15キログラム ラム	木炭 5キログラム ラム
8 固体の衝撃摩擦等で火花を発生するものは飛散距離が2メートル以内であること			練炭 10キログラム ラム 豆炭	練炭 3キログラム ラム 豆炭
9 火炎を有するものは火炎の長さが20センチメートル以内であること			5キログラム ラム	2キログラム ラム
10 燃焼に際し、火の粉			ろうそく、線香、固型燃料その他の裸火については、次によること	

	が発生しないこと	演技上必要最小限であること	X	商品の展示、販売を目的とした宣伝行為に限り、必要最小限であること	
	1 避難上又は通行上支障のない場所であること 2 転倒又は落下のおそれのない場所であること 3 階段室内等から水平距離5メートル以上離れてのこと。ただし 不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。 4 消火器具を設けること 5 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制が確立していること	危険物の取扱いについては、次によること 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める数量（以下「指定数量」という。）の100分の1未満であること 可燃性固体類又は可燃性液体類の取扱いについては、次によること 条例別表第7に定める数量の500分の1未満であること マッチについては、次によること マッチに定める数量の5分の1未満であること 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限って許可の対象とする。）については、次によること ガス総重量0.5キログラム ガス総重量5キログラム ガス総重量10キログラム ガス総重量5キログラムに相当する個数未	指定数量の10分の1未満であること 未満であること 未満であること 未満であること 未満であること 未満であること 未満であること	指定数量の10分の1未満であること	

グラムに相 当する個数 未満である こと	ラムに相当 する個数未 満であるこ と	ラムに相当 する個数未 満であるこ と	満であること
-------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------

火薬類（煙火に限る。）については、次によること

なお、保管する場合は、他の物品と混在せず、扉等を有する不燃性の収納庫等に入れること

火薬、爆 薬の量によ り、1回の 使用につき 次の個数未 満とするこ と（打上げ 煙火は許可 しない。） ★0.1グラ ム以下のも のは50個 ★0.1グラ ムを超える 15グラム以下 のものは10 個	がん具用煙火を展示し、又は販売 する場合は専用のガラスケース等に 収納し、顧客等が直接手を触れない 措置が講じられていること がん具用 煙火は、總 薬量5キロ グラムに相 当する個数 以下である こと	がん具用 煙火は、總 薬量1キロ グラムに相 当する個数 以下である こと	がん具用 煙火（クラ ッckerに限 る。）は總 薬量0.1キ ログラムに 相当する個 数以下であ ること
---	--	---	--

煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は許可しない。）については、次によること

	<p>ア 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること</p> <p>イ 機器に対する知識、技術等を有する専従員が取り扱うこと</p> <p>カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板、又は展示用合板等は防炎性能を有したものであること</p>
--	---

備考

- 1 個別件欄の「＼」印は禁止行為非該当、「×」印は不許可を示す。
- 2 行為別ごとに、区分に応じた個別及び共通要件を適用する。
- 3 裸火の使用が危険物品の持込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持込み」両方の許可要件を適用する。
- 4 ライター、マッチ等で、通常携帯する小量のものは危険物品の持込み行為に該当しないものとする。
- 5 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号を受けた同法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第2条第3項第8号に基づくものをいい、その例としては簡易ガスライター、ライター用充てんボンベ、コンロ用カートリッジボンベ等が該当する。（参考：平成9年3月24日通産省告示第139号（高圧ガス保安法施行令関係告示））

別記第3

標識の表示区分

区分 種別	表示場所	表示個所	
「禁煙」又は 「火気厳禁」の 表示	劇場、映画館、演芸場、観覧 場、公会堂又は集会場	客席 舞台部	舞台の側壁、柱等で客席の すべての部分から見やすい位 置。ただし観覧場にあっては その規模および形態に応じた 見やすい位置
	キャバレー、ナイトクラブ、ダ ンスホール又は飲食店	舞台部	当該場所の入口の見やすい 位置
	映画スタジオ又はテレビスタジ オ	撮影の用に供され る部分	
	百貨店、マーケットその他の物 品販売業を営む店舗	売場	階段、エレベーター、エス カレーターの昇降口附近等の 見やすい位置
	展示場	展示部分	当該場所の入口の見やすい 位置
	地下街	売場	当該場所の入口又は店内の 見やすい位置。ただし地下街 への主要な入口、又は地下街 の公共通路若しくは公共広場 等の見やすい位置に規定の規 格で表示をすれば、売場等の 入口又は店内の表示は規格外 の表示とすることができる。
		展示部分	
	文化財等の建造物	内部 又は 周囲	当該場所の入口又は周辺の 見やすい位置。ただし当該建 造物が石造等可燃物の使用が なく、かつ、火災の発生のお それがないと認められるもの にあってはこの限りでない。
「危険物品持込 み厳禁」の表示	劇場、映画館、演芸場、観覧 場、公会堂又は集会場	客席 舞台部 公衆の出入りする 部分	当該場所又は防火対象物の 入口等の見やすい位置

	<p>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店</p> <p>映画スタジオ又はテレビスタジオ</p> <p>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>展示場</p> <p>地下街</p> <p>文化財等の建造物</p>	<p>舞台部 公衆の出入りする部分</p> <p>撮影の用に供される部分</p> <p>売場</p> <p>展示部分</p> <p>売場 展示部分</p> <p>内部 又は 周囲</p>	<p>当該場所の入口又は店内の見やすい位置。ただし地下街への主要な入口、又は地下街の公共通路若しくは公共広場等の見やすい位置に規定の規格で表示をすれば、売場等の入口又は店内の表示は規格外の表示とすることができます。</p> <p>当該場所の入口又は周辺の見やすい位置。ただし当該建造物が石造等可燃物の使用がなく、かつ、火災の発生のおそれがないと認められるものにあってはこの限りでない。</p>
「禁煙」の表示	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	客席以外の場所 舞台部以外の場所	当該場所の入口、ロビー、ホール、通路等の見やすい位置
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店	舞台部以外の場所	
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	撮影の用に供される部分以外の場所	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	売場以外の場所	
	展示場	展示部分以外の場所	
	地下街	展示部分以外の場所 売場以外の場所	
	「喫煙所」の表示	喫煙設備を備えた場所	

別記様式第1号（第7条関係）

18cm以上

喫煙
裸火の使用
危険物品持込み

（事業所名）

では、火災予防条例の規定により 消防署長(第 号許可)から上
記行為の許可を受けております。

12cm以上

許可期間 自 年 月 日
至 年 月 日

許可内容

大消 第 号	年 月 日
申 請 者	様
住 所	大阪市 消防署長
氏 名	消防
禁 止 行 為 許 可 取 消 書	
年 月 日	付け大消 第 号による禁止行為の許可につい
ては、次の理由により、これを取り消します。	
(理由)	
<p>注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

別記様式第3号（第10条関係）

全面禁煙等（変更）届出書					
大阪市 消防署長様			年 月 日		
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)					
電話番号 ()					
大阪市火災予防条例第24条第3項第1号、第4項ただし書又は第5項ただし書に基づく火災予防上講じた措置等について、次のとおり届け出ます。					
防火対象物	所在地	電話番号 ()			
	名 称				
	用 途			防火管理者氏名	
防火対象物の規模		構 造	階 数	面 積	
			地上 F 地下 F	建 m ²	延べ m ²
届出種別 (該当する数 字を○で囲んで ください)	① 全面禁煙	② 喫煙所の設置を減免する階	階		
	③ 喫煙所面積の減免	喫煙所面積 m ²	客席等面積 m ²	喫煙所の割合	
火災予防上 講じた措置					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと
 2 喫煙所の場所及び禁煙範囲が確認できる図面を添付すること
 3 火災予防上講じた措置について届出書に記入できないときは、別紙に記載し添付すること